

1 委託業務名

「地域主体の持続可能なスロートーリズムの仕掛けづくり」事業委託業務

2 目的

佐賀県内各地には、そのエリアならではの歴史、文化、自然、食など、数多くの本物の地域資源が溢れている。鹿島・太良エリアにおいても、多良岳、有明海という恵まれた自然、そこから生み出される竹崎かき、竹崎かに、佐賀海苔、などの食材、海外からも評価の高い伝統的な酒造り文化など、この地域ならではの価値ある地域資源が存在しており、そして近年、県が推進する自発の地域づくりの取組において、エリア内の地域資源に着目した様々な新たな動きが芽吹き始めているが、そのポテンシャルをまだまだ十分に活かしきれていない。

本事業では、鹿島・太良エリアで芽吹き始めた地域資源に関する様々な自発の取組について、地域自身が主役になって周辺課題を解決しながら収益を見据えた展開に発展させ、エリア全体で一体となって推進する持続可能な仕掛けづくりを行うことで、スロートーリズムをテーマに県内外の多くの方に足を運んでもらい、何度も訪れたくなる愛おしいエリアとして、訪れる人、地域に暮らす人の双方が感動を共有する鹿島・太良ならではの地域づくりにつなげていくことを目的とする。

3 業務内容

(1) 推進体制の構築

地域づくり、まちづくりは短期間で実現できるものではなく、長期間継続的に取り組むことで達成されていくことから、地域が主体的かつ継続的に推進していく仕掛けづくりを目的として、地域内のキーマンや関係者を巻き込んだ推進体制を構築し、効果的な運用を展開していく。

①地域プレイヤーの組織化

地域主体での展開の定着を図り、将来ビジョンを踏まえた様々な取り組みを推進するため、地元で活躍中のキーマンで構成するチームを編成する。

【編成イメージ】

地域、分野、属性	鹿島・太良エリアの地域間バランスも考慮しながら、商工、観光、生産（農業、漁業など）等の様々な分野で活躍中の30～40代
メンバー再編	前年度のメンバーを参考にし、メンバーの再編成すること KATAラボや関係自治体から情報を集めること
人数	6～10人程度
その他	メンバー再編後、年度途中で再々編成を行うことを妨げない

※具体的な地域プレイヤーチームの候補については、発注者と協議のうえ決定すること

②地域プレイヤーチーム主体での効果的な運用

本事業内で展開する様々な取り組みについては、将来ビジョンに基づき、地域プレイヤーチームが主体的に関わって実行していくような効果的な運用を図る。

将来的に地域プレイヤーチームが主体的に活動を行っていくため、事務局の役割を担える団体や事業所を巻き込んだ運用を行うこと。

【運用イメージ】

チーム全体 ミーティング	実施内容	地域資源や地域課題について、情報共有、意見交換、議論し、本事業内で推進すべき取り組みについて企画・立案を行う
	頻度	月に1回3時間程度（対面）
将来の事務局体制づくり	実施内容	鹿島・太良の各エリアで活動する団体や事業所が3年後を目途に自主的な事務局運営を行える体制づくりを行うこと。

※具体的な運用方法については、発注者、地域プレイヤーチームと協議のうえ決定すること

※取り組みの企画・立案・実施にあたっては、将来ビジョンで考察したターゲット、コンセプトを考慮して展開すること

③地域プレイヤーチームのフォローアップ

地域プレイヤーチームを中心にしながらも、エリア全体が一体となって将来ビジョンを目指していけるよう、本事業で取り組む様々な展開を共有、意見交換する場を定期的に設ける。運用は地域プレイヤーチーム・受注者・発注者が連携して行い、受注者は発注者の求めに応じて資料の提供、補足説明など、その効果的な運用の補助を行う。

【地域プレイヤーチームのフォローアップ運用イメージ】

構成メンバー	【行政】 県・市・町などの関係自治体【県主体】 【団体】 観光、商工など【受注者主体】 【地域】 自治会など【県主体】 【地域のキーマン】 団体役員など【地域プレイヤー主体】
構成規模	15～18団体程度
運用内容	本事業で推進する取り組みの情報共有、意見交換など
頻度	2か月に1回程度関係団体を訪問

※具体的な運用方法については、発注者と協議のうえ決定すること

④地域プレイヤーチームの育成

将来にわたって長く様々な分野で活躍してもらうため、幅広い視点からの育成セミナーを実施し、地域プレイヤーチームのさらなるスキルアップを図る。

【セミナー実施概要及び項目】

実施対象	地域プレイヤーチーム含む地域のプレイヤー
実施規模	各回50人程度
実施項目	【地域づくり】 県内外の地域づくりの好事例に関すること 【実務】 地域プレイヤーが活動する上で必要となる実務に関すること 例：様々な事業展開に必要な届け出、許認可等の手続き、税制等の制度など 法務に関すること 資金調達・運用など財務に関すること 市場把握、商品開発、販路開拓、情報発信などマーケティングに関する こと デザイン、ブランディングなどクリエイティブに関すること

※具体的なセミナー内容については、発注者と協議のうえ決定すること

(2) 鹿島・太良エリアならではのグルメブランディング事業の実施

鹿島・太良エリアには、すでに県内外で高く評価されている“竹崎かに”、“竹崎かき”、“佐賀海苔”、“鹿島の酒造り”のほかにも、一流の食材、食文化が存在する。これらの「食」に関する地域資源を地域の生産者、地元の飲食店を巻き込みながら磨き上げて発信する。

①キラーコンテンツ開発事業

一流のグルメに加えて、ここでしか体験できない風景・空間・物語を統合した、唯一無二の高付加価値キラーコンテンツを開発し、同エリアへのグルメ目的での誘客促進、消費拡大、ひいてはエリア主体の認知度向上を図る。

【キラーコンテンツ開発事業の実施イメージ】

食資源の抽出	地域の声や県外からの来訪者の声の拾い上げ 地域の食材の掘り起こし
メニュー開発	グルメ目的で鹿島・太良に来訪していただけるメニューの開発を行うこと 収益化を見込み、適切な価格設定を行うこと 食事を提供する風景・空間・物語を含め演出すること 開発したメニューはレシピを含めすべての情報を公開し、鹿島・太良エリア内で自由に使えるようにすること
継続性	開発したコンテンツが自走できる仕組みを提案すること
情報発信	メディア関係者、美食家、編集者など発信力がある有識者が実際に現地で開発メニューを体感するトライアル事業の実施し、参加者による情報発信を行う。

※具体的な実施方法については、発注者、地域プレイヤーチームと協議のうえ決定すること

※実施にあたっては、将来ビジョンで考察したターゲット、コンセプトを考慮して展開すること

(3) 将来の収益化モデル事業の実施

長期間にわたって地域主体の取り組みを継続していくためには、取り組みに関わる幅広い関係者に収益が生まれることが重要となってくることから、将来の収益化を見据えた様々なモデル事業を展開していく。

①地域発案・主体型事業の実施

地域プレイヤーチームが地域それぞれの課題を解決しながら、地域ならではの資源を活用して、将来の収益化に向けた支援を行う。企画・立案・実施の各工程において、地域プレイヤーチームが主体的に関わって実行する運用にすること。

【地域発案・主体型事業に求められる条件】

地域課題の解決	地域ならではの課題の解決につながる
将来ビジョンに沿っていること	将来ビジョンで考察したターゲット、コンセプト、ロードマップに合致していること
将来の自走化・収益化	収益化や多くの関係者の巻き込み等により、将来（3年程度で）の自走化が見込まれること
公共性、公益性	特定の事業者だけの収益ではなく、幅広い分野の収益や公益につながる
地域の巻き込み	先進的なプレイヤーだけでなく、地域内の幅広い関係者を巻き込んだ取り組みであること
持続可能性	子どもたちなど、次の世代まで受け継がれるような取り組みであること

※具体的な実施にあたっては、発注者、地域プレイヤーチームと協議のうえ決定・展開すること

【運用イメージ】

個別 ミーティング	実施内容	地域プレイヤーチームが推進する取り組みについて、企画・立案・実施を行う
	頻度	2週に1回1時間程度（オンライン可）

※具体的な運用方法については、発注者と協議のうえ決定すること

②地域一体・参加型プロモーション事業

地域内の幅広い層の人たちも参加者、来場者として取り組みに関われるような、県内外からの誘客促進、認知度向上につながるイベント等のプロモーション事業を実施する。

【地域一体・参加型事業に求められる条件】

幅広い層への興味喚起	特定のターゲットだけでなく、幅広い層が興味関心を持つ取組であること
県外などエリア外への訴求	鹿島・太良エリア外からの誘客促進、認知度向上につながる取組であること。
将来の自走化・収益化	参加料や出展料等の収益により、将来の自走化が期待できること
周遊性	イベント会場等特定の地域だけでなく、エリア全体への周遊性が期待できること

※具体的な実施にあたっては、発注者、地域プレイヤーチームと協議のうえ決定・展開すること

③体験コンテンツ開発事業

地元の事業者と連携し、収穫体験、調理体験、技術見学、弟子入り体験など、学ぶ、作る、巡るなどを通じた体験と交流が促される“体験”コンテンツを開発し、各コンテンツを繋いでエリア内周遊により、滞在時間延長による地域内消費拡大を目指す。

【体験コンテンツ開発事業の実施イメージ】

資源の抽出	地域の声や県外からの来訪者の声の拾い上げ
事業者の巻き込み	地域の農業、漁業、製造業、小売業、飲食サービス業等の事業者の巻き込み
コンテンツ開発、商品化	市場のニーズを考察しながら、具体的な体験コンテンツの開発 適切な価格設定などの商品化を実施 開発したコンテンツ及び既存の体験コンテンツからエリア内周遊ルートの提案を行うこと
継続性と収益化	上記3（1）②の「将来の事務局体制づくり」と連携し、体験コンテンツの継続性を維持する仕組みを提案すること 各コンテンツやルートを管理し、収益化できる仕組みを提案すること
情報発信	県内外の方に広く認知してもらい、実際に現地で体感してもらうためのプロモーションの実施

※具体的な実施方法については、発注者と協議のうえ決定すること

※実施にあたっては、将来ビジョンで考察したターゲット、コンセプトを考慮して展開すること

（4）エリア全体で一体となって推進していく機運の醸成

鹿島・太良エリアを訪れる方、地域に暮らす人の双方が感動を共有できるエリアとしていくためには、エリア内のすべての人たちが、同じ将来像に向かって進んでいくことが重要であることから、目指す将来像や様々な地域の取組、進捗状況などを共有することで、一体的な機運の醸成を図る。

① 鹿島・太良エリアスローツーリズムシンポジウムの実施

将来ビジョンや、地域プレイヤーチームによって企画・立案した取り組みを共有することで、地域の将来を自分ごととして身近に認識してもらおうとともに、エリア内のさらなるプレイヤーの巻き込み

を図る。

また、シンポジウムは、「むしろこれから鹿島・太良プロジェクト」の一環として開催することから、肥前鹿島駅新駅舎、沿線えきやど構想に関する情報を一体的に発信すること。

【シンポジウム実施概要及び項目】

対象	鹿島・太良エリアの住民ほか
規模	500人程度

※具体的な実施にあたっては、発注者、地域プレイヤーチームと協議のうえ決定・展開すること

(5) 事業の全体管理

事業全体を効果・効率的に展開していくため、事業の進捗を管理しながら、必要に応じて発注者及び地域プレイヤーチームを補助して適切な助言を行い、事業の実施後は、改善点などの振り返りなども実施する。

①関係事業、関係市町との連携

県では「むしろこれから鹿島・太良プロジェクト」として、当該事業及び肥前鹿島駅エリア事業、沿線えきやど構想を一体的に取り組んでいることから、プロジェクトに関連する佐賀県、鹿島市、太良町の事業とも密に連携し事業を進めること。

②事業の進捗管理、適切な助言

本事業で展開する様々な取り組みについて、その進捗状況を把握・管理するとともに、将来ビジョンに沿った効果的な展開となるよう発注者及び地域プレイヤーチーム並びにその他関係者に対し、トーン&マナー等、適切な助言を行う。

【運用イメージ】

関係者 ミーティング	実施内容	本事業全体の進捗等について、発注者及び受注者の関係者間で打ち合わせを行う
	頻度	週に1回2時間程度（オンライン可）

③事業実施後の振り返り

本事業の実施後は、発注者及び地域プレイヤーチームと事業の振り返りを実施し、改善点や今後取り組むべき方向性について提案を行う。

④事業報告

すべての業務が終了した後は、上述した取り組みの実施状況がわかるような事業実施報告書を作成し、発注者に提出する。

(6) その他

業務を遂行するうえで必要な事項について、本仕様書に規定がなく疑義が生じたものは、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

4 業務委託期間

契約締結の日～令和9年2月26日（金曜日）

5 委託金額

38,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

6 業務実施上の留意事項

- (1) 受注者が本業務において製作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等の著作物に関する全ての著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）、意匠権等は、県に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、著作物の著作権者人格権を県及び第三者に対して行使しないものとする。
また、著作物は、県が認めた団体等については、随時使用、複製できるものとする。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者の知的財産権、所有権を侵害しないこと。また、第三者との間に知的財産権、所有権など全ての権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争が県の責めに帰す場合を除き、受注者の責任において一切を処理すること。この場合、県は紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (4) 受注者の責に帰すべき理由により、県、又は第三者に損害を与えた場合は、受注者がその損害を賠償すること。
- (5) 本業務においては、個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受注者へ以下の事項を義務付けるものとし、受注者は業務上知りえた情報が第三者に漏洩しないように十分注意すること。
 - ア 業務上知り得た個人情報は、秘密を保持し、第三者への情報提供を禁止する。
 - イ 受注業務目的以外の利用を禁止する。
 - ウ 受注業務目的以外の個人情報データの複写または複製を禁止する。
 - エ 業務従事者による個人情報保護の誓約。
- (6) 受注者が業務を実施するにあたり必要となる旅費は、委託料に含めるものとする。
- (7) 中止等に伴って生じる委託金額の変更については、委託者と受注者が協議の上、決定する。

7 業務の完了報告

業務完了の際は、業務完了報告書を作成し、事業実施報告書を添付して県に提出するものとする。